

平成 19 年 10 月 4 日

各位

アルゼ株式会社

I R 室

## 特許訴訟の審決に関するお知らせ

当社が保有する特許第 3069092 号（以下、「本件特許」とする）について、サミー株式会社から無効審判が 3 件提起されておりました。

この度、提起された無効審判 3 件についての特許庁の審決がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 無効審判の審決内容

##### 1) 無効審判 1（無効 2006-80049）

審決内容；無効請求を棄却する（特許維持決定）

##### 2) 無効審判 2（無効 2006-80112）

審決内容；請求項 1 を無効とする。（特許請求項 1 のみ無効）

##### 3) 無効審判 3（無効 2006-80116）

審決内容；請求項 3,4,6,8,9,10,14 の特許請求項を維持する。

請求項 1,2,5,7,11,12,13,15-24 の特許請求項を無効とする。

#### 2. 本件特許の内容と審決判断

本件特許の内容は、パチスロの演出の仕組みと演出の報知に関するものです。

今般の審決は、本件特許の請求項のうち、特許請求項 3 項と 9 項,そして 10 項ほかの特許請求項が特許として認定され維持されたものです。

本件特許の請求項 3 項、9 項、そして 10 項の内容は、入賞信号により演出用のテーブルを検索し、別のもう一つの乱数信号により、そのテーブルの中から選択された演出の報知を決定して、演出組み合わせ報知を行うという告知機能システムの仕組みとしての権利範囲です。

また、請求項 3 項,9 項,そして 10 項には、告知の仕組みとしてのシステムだけでなく、音やストップボタンと連動して報知する手段も記載され、そのこと自体が幅広い権利範囲となっております。

その結果、本件特許発明は、押しボタン操作を通じて遊技者の推理推測の趣向が高まる

という格段の作用効果を備えております。

今回の審決では、請求項 3 項,9 項,そして 10 項を含めた告知機能システムとしての報知の仕組みが認められて特許の維持決定が認定されました。

特許庁の誤解によって、告知機能システムの仕組みから出てくるその結果の報知が記載された請求項1項、2項ほかの請求項は、報知のみと受け取られたために無効と判断されてしまいましたが、これは、特許庁での仕組みが認められ維持されたその結果の報知を、仕組みから発生する延長線上の報知結果であるということを誤解したことによる判断です。審決には当社の主張を認めなかった部分も在りますが、これについては問題があると考えており、裁判上取消を求めています。

### 3.特許侵害訴訟への影響と今後の見通し

当社が提訴し、継続中の特許侵害訴訟においては、対象となる「北斗の拳」は、本件特許発明の請求項 3 項、9 項そして 10 項ほかを含め、維持され認定された特許の権利範囲を侵害しているものであり、無効と認定された請求項 1 項、2 項ほかの請求項によって知財高裁における特許侵害訴訟へ影響を与えることは考えられません。

なお、10 月 3 日にセガサミーホールディングス株式会社から本件についてのお知らせがありました。特許が無効になったと受け取られるような記載があり、事実が正確に伝達されていない個所がありましたので、お知らせいたします。

以上